

【ポイント】 コロナ特例改定の「延長等」

 **急減特例改定**（8～12月を急減月とする新たな特例改定）

取扱いは4～7月の急減特例改定と同様。届出様式は異なる。

 **定時決定における保険者算定の特例**

4月又は5月の急減特例改定者が対象。通常の定時決定による等級と8月報酬による等級が2等級以上差がある場合、**8月報酬による標準報酬月額で定時決定（保険者算定）を行う**。当該特例を適用した場合、急減特例改定の対象外（選択）となる。希望する場合に独自様式を提出。

 **回復特例改定**（新たな特例改定又は保険者算定を行った者の特例）

6月又は7月の急減特例改定者に係る回復特例改定（4か月目の改定）と異なり、**単月の回復で翌月に改定する**。届出様式も異なる。

 **新旧特例の関係**

6月又は7月の急減特例改定者に係る回復特例改定に該当する前に8～12月を急減月とする特例改定に該当した場合は、単月の回復特例改定のみ対象となる。